
論 説

少年保護事件における保護的措置

丸 山 雅 夫

- I はじめに
- II 保護的措置の意義
 - (1) 保護的措置の承認
 - (2) 保護的措置の活用場面と概念
- III 調査段階における保護的措置の実際と課題
 - (1) 保護的措置に関する先行研究
 - (2) 従来型保護的措置の展開の試み
 - (3) 保護的措置の多様化に向けた取り組み
 - (4) 若干の検討
- IV 審判段階における保護的措置の実際と課題
- V むすびに代えて

I はじめに

1 1922年に制定された旧少年法は、18歳未満の者を少年法上の「少年」としたうえで(旧1条)、触法少年¹⁾と虞犯少年を管轄対象としていた(旧4条1項)。また、「犯罪少年」については、内乱罪等の特殊な犯罪類型を除外したうえで(旧3条・26条)、16歳未満の者が重罪(死刑、無期または短期3年以上の懲役・禁錮が法定されている犯罪)を犯した場合、および16歳以上の者による犯罪(対象犯罪の限定はない)を、刑事裁判手続で扱うことを原則としていた(旧27条)。他方、検察官が保護処分を相当と判断した場合には、不起訴処分手続を経たうえで、少年審判所に送致することを義務づけていた(旧62条)。

旧少年法は、犯罪少年について、検察官先議主義にもとづく刑事処分優先主義²⁾を前提としていたのである。

こうした旧法の態度は、第2次大戦後に当時のアメリカ少年法制に倣って成立した現行少年法(1948年)によって、その理念・目的・構造が大きな転換を遂げるようになった。現行少年法は、20歳未満を少年として(2条1項)、非行少年のすべて(犯罪少年、触法少年、虞犯少年〔3条1項〕)を専門機関である家庭裁判所に「保護事件」として係属させ、その第1次的な扱いを専権的に判断させることにしたのである(家庭裁判所先議・専議主義)。これによって、犯罪少年についても、全件が家庭裁判所に送致されることになり、捜査段階での事件終局(特に検察官先議)が明確に否定された(41条前段、42条1項前段)。

2 1条に明示された目的によれば、少年法は、非行事実の存在(認定)を前提として、非行少年に適切な保護処分(性格の矯正および環境の調整)を行うことによって、その健全育成(再社会化)を実現するものとされている。こうした目的の明示と検察官先議の否定によって、現行法は、「刑事処分優先」から「保護処分優先」への転換を実現したのである。

その一方で、家庭裁判所に係属した事件も、そのすべてが保護処分で終局するわけではなく、保護事件手続の途中で少年法の管轄から離脱しうることが認められている。特に、「審判に付するのが相当でない」場合に審判不開始決定によって離脱し(19条1項)、「保護処分に付する必要がある」場合に不処分決定によって離脱する(23条2項)ことで、少年は、その後の法的介入なしに社会に戻っていくことになる。これらの少年は、非行事実の存在自体は認められていることから、保護処分をするまでの要保護性が認められないこと(要保護性の解消ないしは著しい低下)を理由として離脱するものということになる³⁾。実際にも、審判不開始決定および不処分決定で終局する事件が占める割合は、2017年度に家庭裁判所に係属した一般保護事件終局総人員24,603人中、審判不開始が9,629人(39.1%)で、不処分が5,227人(21.2%)になっている⁴⁾。こうした処理のうち、簡易送致事件⁵⁾として審判不開始とされるもの⁶⁾を別にすれば、保護事件手続からの離脱のほとんどが、調査段

階または審判段階における「保護的措置（教育的措置）」を理由とするものになっている⁷⁾。このように、保護処分優先の現行法においても、要保護性の解消・低下による保護事件手続からの早期の離脱が重視されているのであり、『「保護処分にかえて不処分』ともいえる思想を導入することになったと表現できよう⁸⁾』とされる所以である。

特に、保護的措置については、調査段階を中心として、家庭裁判所調査官の熱意にあふれる取り組みが指摘されているところである⁹⁾。以下、本稿において、保護的措置の実際と課題について検討する。

注

- 1) 旧少年法は、現行法におけるような犯罪少年（3条1項1号）と触法少年（同2号）とを概念的に区別することがなく、両者を包括して「刑罰法令ニ触ルル行為ヲ為シタ少年」（触法少年）としていた。以下では、旧少年法との関連でも、無用な混乱を避けるため、現行法と同様に、「犯罪少年」と「触法少年」とを書き分けることにする。
- 2) もっとも、森田明「大正少年法の施行と『司法保護』の観念」犯罪社会学研究 22号（1997年）75頁以下は、全国的に少年審判所が設置されるに至った1942年の段階で、刑事裁判所への起訴と少年審判所への送致の比率を1:25.1と推計している。したがって、刑事処分「優先」は、構造上のものであり、事実的なものではなかったことに注意が必要である。
- 3) 川出敏裕『少年法』（有斐閣、2015年）6頁。
- 4) 最高裁判所事務総局家庭局「家庭裁判所事件の概況（2・完）—少年事件」法曹時報 71巻1号（2019年）57頁，89頁第28表。
- 5) 簡易送致手続については、現在も、法律上の根拠規定は存在していない。現行少年法の施行から間もなく、最高裁判所家庭局・最高検察庁・警察庁（当時は国家地方警察本部）の協議にもとづいて、通常の事件送致手続の例外として導入されたものである（昭25年8月14日家庭甲235家庭局長通達，昭44年5月27日最高裁家三103家庭局長通達，平17年7月13日最高裁家二730家庭局長通達）。事案が軽微で要保護性に問題がないと捜査機関が判断した少年について、非行事実と若干の情状を記載した送致書（少年事件簡易送致書）が、毎月1回、一括して家庭裁判所に送付される（犯捜規214条1項）。送付を受けた家裁は、原則として、書面審査によって事件を処理し（調査は行われない）、特に問題がなければ審判不開始決定で事件を終局させる（簡易処分）。これには、成人の微罪処分に関する処置が準用される（犯捜規200条・214条2項）。他方、書面審査の結果、問題があると判断された少

年については、身上調書その他の証拠書類の追送を受けた後に、通常の保護事件手続がとられることになる。なお、原口幹雄「少年事件と家庭裁判所調査官の役割」猪瀬慎一郎ほか『少年法のあらたな展開』（有斐閣、2001年）214頁。

- 6) 簡易送致手続による事件処理の割合は、経年的に低下する傾向にあるが、2017年度は、一般事件の既済人員41,497人に対して8,656人（20.9%）である。最高裁家庭局・前掲注4）52頁，79頁第19表。
- 7) 2017年度の一般保護事件終局総人員に占める審判不開始決定と不処分決定の理由のうち、保護的措置は、審判不開始9,629人中の83.7%であり、不処分5,227人中の87.2%である。保護的措置に次ぐ別件保護中が、それぞれ13.4%と11.9%になっており、それ以外の理由（事案軽微，非行なし，所在不明，その他）の割合はきわめて低い。最高裁家庭局・前掲注4）57頁，98頁第13図。
- 8) 守屋克彦「保護主義の再生」同『少年の非行と教育』（勁草書房，1977年）171頁。
- 9) たとえば，前野育三「少年法と少年福祉」澤登俊雄／高内寿夫編著『少年法の理念』（現代人文社，2010年）146頁。また，所一彦「家庭裁判所調査官」松尾浩也ほか編著『少年法 その現状と課題』（大成出版社，1972年）91頁は，家裁調査官からの聞き取り調査の結果として，「保護的措置は『職務の枢軸』とさえいわれることもある」としている。

II 保護的措置の意義

(1) 保護的措置の承認

1 旧法は，少年審判所に送致された少年（触法少年，虞犯少年，不起訴処分となった犯罪少年）の処遇について，① 訓誡，② 学校長訓誡への委託，③ 書面誓約，④ 条件附保護者引渡，⑤ 適当な施設（寺院，協会，保護団体）や人物への委託，⑥ 少年保護司の観察，⑦ 感化院送致，⑧ 矯正院送致，⑨ 病院送致・病院委託，の9種類の保護処分を規定していた（旧4条¹⁰⁾。これらのうち，①②③④は，特段の自由制約を伴わない事実的な措置であることから，「一時的保護処分」と称された。また，④⑤⑥および⑨のうちの病院委託，さらに止むを得ない場合には⑦⑧を，審判前の仮処分として実施しうる事が認められていた（旧37条）。そして，少年保護司による調査（旧32条）の結果，「審判ヲ開始スヘキモノト思料シタ」場合に限って審判が開始され

(旧40条)、審判不開始の場合には、仮処分が取り消されることになっていた(旧41条)。こうした選択肢のもとで、少年審判所に係属した少年(非行少年の圧倒的部分を占める)の扱いは、年度によって相当の変動はあるものの、およそ次のようなものであった¹¹⁾。何よりも、審判不開始で終局する事案が圧倒的に多く、1941年度までは全体の80%を超え、現行法施行直前の3年間でも65%程度になっていた。他方、保護処分を課される場合(年度によって40%台から70%台の変動が見られる)にも、経年的に②の活用はほとんどなかった一方で、現行法施行直前の3年間では、④③①の順で活用され、特に④の活用がきわめて多かった。

審判不開始決定での事件終局が圧倒的に多い状況のもとで、その理由の内訳は明らかにされていなかった。現行法下の簡易送致手続が存在しなかったことからすれば、事案軽微を理由とするものが圧倒的に多かったものと推測される一方、④⑤⑥を中心とする仮処分の結果としての審判不開始もあったものと思われる。また、現在の保護的措置で活用されている①③が仮処分としては認められていなかったことからすれば、審判不開始を導くために、①③を事実上の措置として活用する場面が多かったのではないかと推測される。いずれにしても、審判不開始との関係で、条文上の根拠を欠く事実上の働きかけによって、要保護性の解消・低下を図る対応が一律に否定されていたようには思われない。

2 現行法は、保護処分の種類を、保護観察、児童自立支援施設・児童養護施設送致、少年院送致に限定した(24条1項)。その理由は、①少年審判の権限が行政機関から司法機関に移って決定機関と執行機関が分離されたことから、保護処分の種類を重大なものに限った、②手続の煩雑さを回避するため、旧法下の「一時的保護処分」のような事実的措置は、事件終結までの各段階で適宜に活用すれば十分である、③少年に対する措置は、形式にとらわれずに個別事例に即して行い、処分としてのレッテル貼り(ラベリング)を回避する、ことにあるとされている¹²⁾。こうした改正の結果、旧法下の「一時的保護処分」の④⑤のそれぞれが、現行法の試験観察における条件付

保護者引渡と補導委託に組み込まれる（25条2項2号・3号）一方で、①②③の事実的措置は、現行法では根拠条文を持たないものとなった。

こうしたなかで、かつての司法統計で「審判不開始」と「不処分」に計上されていた事案について、「所在不明」と「その他」以外には実質的な理由が明示されていなかったことから、いかにも安易で手軽な形式的処理がされていたかのような誤解があったと指摘されていた¹³⁾。このような状況を受けて、審判不開始理由と不処分理由の内訳として、「保護的措置」「別件保護中」「事案軽微」「非行なし」「所在不明等」「その他」を明示する運用が導入されることになり¹⁴⁾、保護的措置が実務において正式に承認された。これによって、司法統計上も実質的理由の内訳が明示されるようになった。

注

- 10) 森田明編著『日本立法資料全集 19 大正少年法（下）』（信山社，1994年）925頁参照。
- 11) 詳細については、法務省法務総合研究所『平成元年版犯罪白書—昭和の刑事政策』（大蔵省印刷局，1988年）640頁（付表24表）参照。
- 12) 平場安治『少年法』（有斐閣，1963年）155頁，林祥三「保護的措置の実態」平野龍一編集代表『講座「少年保護」2 少年法と少年審判』（大成出版社，1982年）367頁。
- 13) 川添幸雄「保護的措置について」調研紀要32号（1977年）106頁，柳沢恒夫「家庭裁判所における保護的措置の歩みと新しい試み」判例タイムズ996号（1999年）289頁。なお，廣瀬健二「我が国少年法制における非刑罰的措置について」立教法学79号（2010年）40頁。
- 14) 昭和34年12月10日最高裁家三第216号家庭局長通達「不開始，不処分事件の取扱について」家裁月報11巻12号（1959年）171頁。

(2) 保護的措置の活用場面と概念

1 保護的措置が実務で正式に承認されたにもかかわらず、現在に至るまで、その具体的内容は必ずしも明確でないし、積極的な概念定義も見られない。昭和34年通達において、「調査および審理の過程において何らかの手あてがあった場合、たとえば、(イ)本人に対する訓戒。(ロ)本人，保護者等

の誓約。(ハ) 遵守事項を指示して、その履行を命ずる。(ニ) 学校の補導に任せる。(ホ) 適当な個人、団体、機関、施設に事実上の補導を委託する、等の手あてがなされた場合」が列挙されていたにとどまる。他方、「事案軽微」は、「保護的措置をとらない場合」として、明確に区分された¹⁵⁾。このように、事案軽微（簡易送致事案）と保護的措置とが明確に区別されたことから、消極的な定義としては、非行事実の存在を前提として、少年の要保護性を解消ないしは著しく低下させることによって、審判不開始ないしは不処分での事件終局を図るための措置と言うことができよう^{16) 17)}。

2 もっとも、実務においては、要保護性の解消や低下に限ることなく、少年保護事件手続の継続自体が少年に与える不利益等を重視して、保護的措置によって事件の終局を図る場面が見られるところである。たとえば、日本語を全く解せないために保護処分適応性が認められない外国人少年について、来日した母親と付添人の立会のもとで面接し、訓戒を加えたうえで誓約書を徴して審判不開始とした事案（大阪家決昭和45年5月12日家裁月報23巻2号130頁）や、要保護性がそれほど高くない少年に対して、非行事実確定のために広範で困難な証拠調べ等を実施しなければならないこと（少年の負担の大きさ）を理由に審判不開始とした事案（仙台家決昭和60年10月22日家裁月報38巻9号117頁〔保護的措置の内容は不明〕¹⁸⁾）、成人については大赦の対象となった軽犯罪法に違反した少年について、大赦の趣旨や成人との均衡、一般の社会感情等を総合的に考慮したうえで不処分とした事案（和歌山家決平成元年4月19日家裁月報41巻8号198頁〔保護的措置の内容は不明〕¹⁹⁾）が特徴的なものである。また、審判不開始・不処分決定以外にも、保護処分の内容を軽くする方向での機能を認める裁判例も見られる（長野家決平成6年5月20日家裁月報47巻11号105頁）。

3 さらに、55条移送を認めた事案との関係で、保護的措置だけで足りることを理由とするもの（山口地決昭和47年6月20日家裁月報25巻4号108頁、広島地裁尾道支決昭和61年3月22日家裁月報38巻11号148頁）や、「保護処分ないし保護的措置」で足りることを理由とするもの（大阪地決昭和52年7月8日家

裁月報 30 卷 10 号 108 頁，長崎地決昭和 54 年 9 月 6 日家裁月報 32 卷 11 号 99 頁等）が見られる。特に後者の表現は，55 条移送を認める際の定型句のように用いられるものである。また，原決定（保護処分）の取消ないし差戻しが認められた事案においても，家庭裁判所での保護的措置の効果に言及するものが見られる（東京高決昭和 58 年 4 月 5 日家裁月報 35 卷 10 号 117 頁，東京高決平成 21 年 4 月 2 日家裁月報 61 卷 9 号 179 頁，東京高決平成 29 年 2 月 9 日判例時報 2362 号 128 頁）。

これら以外にも，裁判例においては，「保護処分を含む保護的措置」とされたり（仙台家決昭和 60 年 9 月 20 日家裁月報 38 卷 4 号 133 頁），「保護処分等の保護的措置」という表現（東京地決昭和 50 年 11 月 19 日家裁月報 28 卷 8 号 129 頁）や「保護処分その他の保護的措置」という表現（大阪家決昭和 60 年 3 月 1 日家裁月報 37 卷 10 号 122 頁）に見られるように，少年保護事件手続における「保護的対応」一般を示すものとして「保護的措置」が用いられる傾向が見られる（大阪地決平成 10 年 9 月 30 日家裁月報 51 卷 3 号 208 頁，那覇家決平成 11 年 3 月 19 日家裁月報 51 卷 8 号 75 頁）。さらには，「家庭における少年の保護的措置」という表現（福岡家裁小倉支決昭和 36 年 3 月 10 日家裁月報 13 卷 6 号 188 頁，横浜家決昭和 47 年 10 月 9 日家裁月報 25 卷 5 号 100 頁）や，「警察の補導や児童相談所の保護的措置」という表現（大阪高決昭和 50 年 10 月 7 日家裁月報 28 卷 6 号 133 頁²⁰⁾，「保護観察所等の機関による特段の保護的措置」（東京高決昭和 56 年 11 月 10 日家裁月報 34 卷 4 号 101 頁），「〔少年院〕 出院後の保護的措置」という表現（大阪家決昭和 60 年 6 月 18 日家裁月報 37 卷 12 号 82 頁）からは，「家庭裁判所に限らない少年事件手続全体を通じての働きかけ」としてのニュアンスがうかがわれるところである²¹⁾。

4 こうした実務を支えてきたものは，「調査および審判の過程において實際上何らかの手あてがあった場合」を広く「保護的措置」としていた昭和 34 年通達であり²²⁾，その趣旨はその後も折りに触れて確認されている²³⁾。また，多くの家裁調査官の認識もそのようなものであり，後に見るように，各家庭裁判所での運用もそのようなものであった²⁴⁾。おそらく，少年の早期の再社会化を重視する家庭裁判所の実務においては，厳格な概念や厳密な名称に拘泥せずに，その実際的な効果こそが重視されていたものと思われる。

他方、学説においては、特に試験観察との相違を意識するところから、保護的措置を事実的対応として限定的に捉える立場が有力である²⁵⁾。そして、こうした限定的な理解を前提として、保護的措置の内容については、非強制性・非継続性・部分的補完性が従来から一般に指摘されてきた。保護的措置に直接的な条文上の根拠がなく、事実上の措置として実施されてきた経緯からすれば、それは、任意的（非強制性）かつ1回限りで短期のもの（非継続性）でなければならない。また、要保護性を解消・低下させる実質を持つ点では、保護処分を補完する性質（部分的補完性）を持っている。ただ、こうした部分的補完性は、処遇的効果の発揮を目的とするものであるから、保護的措置の内容は、処遇の実体性が当然の前提になっている。保護的措置の性質として「処遇の実体性」をも重視する見解²⁶⁾こそが、正鵠を射たものである。

なお、2000年の少年法改正によって、22条1項後段に「審判は、……非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない」との文言が挿入されるとともに、調査段階・審判段階における保護者の措置を明示する25条の2が新設された。これにより、保護的措置に一定の条文上の根拠が与えられたとする見方が一般的になっている²⁷⁾。たしかに、25条の2によって、保護的措置の内実を持つものを含めて、保護者に対する働きかけ²⁸⁾は、より実効的なものになるであろうことは容易に予測される。しかし、22条1項後段や25条の2は、特に保護的措置を正当化するためのものとして新設されたわけではない²⁹⁾。

注

- 15) 昭和34年最高裁通達・前掲注14)172頁以下（別紙(一)）参照。
- 16) 加藤学「保護的措置の意義と限界」守屋克彦/斉藤豊治編集代表『コンメンタール少年法』（現代人文社、2012年）353頁は、「保護処分を免除できる少年及び保護者に対してなされる……指導的、教育的、調整的な働き掛けの総称である」としている。まさに、このような表現が、保護的措置の本質を示すものと言えよう。なお、小川太郎はか編『少年非行と少年保護—理論と実務』（立花書房、1960年）372頁〔市村光一〕、法曹会編集部「ほうそう講座 少年法（6）」法曹749号（2013年）58頁。
- 17) 保護的措置による離脱の場合も、非行事実不存在の場合と同様に、少年補償の対

象となる。たとえば、保護的措置を理由とする不処分事案の逮捕・勾留期間について、新潟家決平成5年11月16日家裁月報46巻3号78頁、東京家決平成13年5月22日家裁月報53巻11号134頁、富山家決平成15年6月12日家裁月報56巻1号140頁。

- 18) なお、岩井隆義「判例批評」田宮裕編『少年法判例百選』別冊ジュリスト147号(1998年)104頁以下。
- 19) なお、酒井安行「判例批評」田宮編・前掲注18)60頁以下、大熊一之「大赦と少年事件」家裁月報42巻3号(1990年)137頁以下。
- 20) さらに、福島家決昭和36年6月5日家裁月報13巻8号132頁、大阪高決昭和48年7月26日家裁月報26巻7号101頁、京都家決昭和50年6月5日家裁月報28巻6号118頁、大阪高決昭和50年8月7日家裁月報28巻6号111頁、千葉家決昭和56年10月2日家裁月報34巻3号80頁。
- 21) こうした方向を徹底すれば、刑罰に代わる少年法上の対応のすべてを「保護的措置」と称することになる。正田満三郎「少年事件に関する家庭裁判所の先議権と保護的措置の効力(1)(2)」警察研究37巻6号(1966年)21頁以下、同8号63頁以下は、まさにそのような前提にもとづいている。さらに、団藤重光/森田宗一『新版 少年法〔第2版〕』(有斐閣,1984年)69頁。
- 22) 昭和34年最高裁通達・前掲注14)172頁。
- 23) たとえば、最高裁判所事務総局家庭局「家庭裁判所事件の概況—少年事件」家裁月報28巻2号(1976年)35頁以下、裁判所職員総合研修所『少年法実務講義案〔三訂補訂版〕』(司法協会,2018年)216頁。
- 24) たとえば、東京家決平成5年9月14日家裁月報46巻9号86頁は、試験観察をも含む運用であることを明らかにしている。なお、杉山英巳「少年審判における保護的措置について」ケース研究221号(1989年)97頁、廣瀬健二編『裁判例コンメンタール 少年法』(立花書房,2011年)174頁〔金子武志〕。
- 25) たとえば、川出・前掲注3)74頁、田宮裕/廣瀬健二編『注釈少年法〔第4版〕』(有斐閣,2017年)221頁以下。なお、柳瀬隆次『少年保護事件における不開始・不処分決定に対する研究』司法研究報告書8輯11号(法曹会,1960年)67頁以下、林・前掲注12)369頁。
- 26) 川添・前掲注13)106頁、服部朗「保護的措置の現状と課題」同『少年法における司法福祉の展開』(成文堂,2006年)98頁。
- 27) この点を明言するものとして、廣瀬編・前掲注24)265頁〔野原俊郎〕。なお、丸山雅夫『少年法講義〔第3版〕』(成文堂,2016年)185頁以下も、特に25条の2について、一般的な見方と同様の説明をしていた。
- 28) 少年保護事件手続における親・保護者への処遇的関わりについては、丸山雅夫「少年司法における親の役割」南山法学38巻1号(2014年)195頁以下参照。

- 29) 甲斐行夫ほか『少年法等の一部を改正する法律及び少年審判規則等の一部を改正する規則の解説』（法曹会，2002年）114頁以下，117頁，158頁以下，参照。

III 調査段階における保護的措置の実際と課題

(1) 保護的措置に関する先行研究

1 調査段階における保護的措置については、個別の決定書を作成して内容を明示する場合もあるが³⁰⁾、通常の実務においては、法律記録の表紙裏面等に理由を記載した決定書が準備されており、その理由欄をチェックする運用が確立している³¹⁾。したがって、ほとんどの事案では、具体的な保護的措置の内容を外部からはうかがい知ることができない。以下では、調査段階での保護的措置を中心として、これまでに公刊されている家裁の調査官（チーム）による主要な実証研究報告を紹介することによって、保護的措置の現状を見ていくことにする。調査段階での保護的措置に関する研究は、1970年代になってから特に盛んになり、調査官の調査面接において実際に行われている保護的措置の類型化に向けた試み、保護的措置の多様化に向けた取り組み、多様化された保護的措置の紹介、対象者に着目した個別化や積極的な活用に向けた取り組み、という大きな段階的な流れが見られる³²⁾。

1970年代における研究は、先駆的な取り組みとも言えるもので、名古屋家庭裁判所調査官チームの実証研究³³⁾と川添調査官による研究³⁴⁾に代表される。こうした研究の背景には、保護的措置を理由として審判不開始で事件終局する場合の再非行防止効果への期待がうかがわれる³⁵⁾。また、再非行防止の観点からは、その後の実務においても、保護的措置を実施する際の当然の前提となっている。

2 名古屋家裁チームの研究は、試験観察における身柄付補導委託のような、手厚くかつ長期間に及ぶ措置をも含めて（広義の保護的措置）³⁶⁾、調査過程と審判過程における保護的措置の実際について、調査官に対するアンケート

(不開始事例 25 例と不処分事例 25 例) によって、事例のタイプと保護的措置の内容を類型化する意図のもとに実施されたものである。その結果、指導的意味合いの強い内容の措置として、指導助言、訓戒、指示・禁止、勧告、反省文・誓約書の提出、少年保護者に対する警告書の送付の有用性が指摘され、少年の成長を促す内面への働きかけ（カウンセリング的アプローチ）として、相談、話し合い、支持的面接、カウンセリング的対話、保護者に対する指導・助言と支持、カウンセリング的アプローチが有用なものとされている。また、審判不開始相当の意見の内容として、事案軽微、初回非行、反省顕著、一過性・追従的・単純動機が指摘され、不処分事例については、調査官の保護的措置の延長（効果の連続性への期待）の観点から、共働的関わり（少年、親、教師、職場関係者、共犯者、保護司、職業安定所への働きかけ）に対する期待が示されている。特に事案軽微としての扱いが指摘されていることとの関係では、事案軽微と保護的措置との間に明確な区別がなかったことがうかがわれる。

また、川添研究は、以上のような実務の取り組みをまとめる形で、調査段階における保護的措置の機能を、3つの目的（非行性を除去する措置〔治療手当〕、非行性への転化を防止する措置〔予防手当〕、非行性の解消されている状況を強化する措置〔補強手当〕）と3つの作用（心理的作用〔解放・ゆるし、支持、叱責・警告・約束による拘束〕、指導作用〔相談・助言、指導・知識の補充修正、説得、訓戒〕、調整的作用〔治療機関への斡旋、公的機関との調整、私的関係の調整〕）に分類している。分類方法には異論がありうるにしても、従来型の保護的措置は、その処遇的実質（実効性）に裏打ちされた形式を重視するものであったと言えよう³⁷⁾。

以上に紹介されている従来型の保護的措置の中心をなしていたのが、少年・保護者に対する面接調査であり、現在に至るまで、調査官の面接技法の訓練の重要性が指摘されているところである³⁸⁾。

注

- 30) たとえば、不処分決定事案との関係で、大阪家決昭和 44 年 7 月 31 日家裁月報 22 巻 4 号 98 頁（訓戒）、京都家決昭和 50 年 6 月 5 日家裁月報 28 巻 6 号 118 頁（調査段階での集団講習）、東京家決昭和 55 年 7 月 4 日家裁月報 33 巻 6 号 66 頁（訓戒）、京都家決昭和 56 年 10 月 21 日家裁月報 34 巻 3 号 90 頁（嚴重訓戒）、神戸家決昭和

61年7月25日家裁月報39巻6号100頁（訓戒等）。

- 31) 審判不開始決定には、主文ならびに少年の氏名および年齢を記載して、署名押印または記名押印すれば足り、理由の記載までは要求されていない（少審規2条5項参照）。したがって、昭和34年最高裁通達までの扱い（理由の不記載）が特に不適切だったというわけではない。
- 32) このような流れを時期的に区分したものととして、信田肇「少年事件における保護的措置についての研究」家裁調査官研究展望35号（2007年）54頁以下参照。
- 33) 林祥三ほか「少年保護事件における保護的措置の研究」家裁月報28巻10号（1976年）1頁以下。さらに、林・前掲注12）365頁以下。
- 34) 川添・前掲注13）106頁以下。
- 35) 塩見雅弘ほか「保護的措置による審判不開始決定後の再非行状況に関する調査結果の概要」家裁月報36巻9号（1984年）195頁以下。
- 36) 後にも言及するように、2000年改正によって25条の2が新設されるまでは、試験観察の一環として保護的措置を実施する対応が広く定着していたと言ってよい。したがって、それは、必然的に、保護的措置を広義に捉えるものであった。
- 37) 守屋克彦「少年審判の運営」同『現代の非行と少年審判』（勁草書房、1998年）42頁参照。
- 38) 廣瀬編・前掲注24）98頁〔三浦透〕、田宮ほか編・前掲注25）142頁以下。

（2）従来型保護的措置の展開の試み

1 従来型の保護的措置に関する研究に続いて、1992年には、『家庭裁判月報』誌上に、いずれも平成2年度家庭裁判所調査官特別研究報告として、大分家庭裁判所調査官チームの研究報告³⁹⁾、秋田家庭裁判所調査官チームの研究報告⁴⁰⁾、東京家庭裁判所調査官チームの研究報告⁴¹⁾が相次いで掲載され、当時の調査段階における保護的措置の実態が一般社会に対して明らかにされることになった⁴²⁾。その後、この種の実証的研究が、各家庭裁判所において精力的に行われていくことになる。

2 大分家裁チームの研究は、試験観察を除く狭義の保護的措置を対象とした研究であり、保護的措置の特性（非強制性、非継続性、処遇の実体性、調査回帰性〔調査の一環としての実施〕）を指摘したうえで、その基本的性格（認知の転換、関係調整、資源開発）を明らかにし、面接調査における具体的な方法として、支

持・激励（支えと励まし）、教示（教え）、助言（気づき）、警告（促し）、情愛の触発とゆるし、指導（導き）、調整（人間関係、公的・私的機関）の有用性を指摘している。また、対象事例・少年との関連について、支持・激励型は初犯や軽微事案、反省十分（時に過剰）の事案において有用であり、助言・警告型は初犯ないし軽微な前歴の少年、反省はあるものの不十分な事案に適し、課題指導型（就学指導、就労指導、学習指導、家庭奉仕指導、弁償謝罪指導）は1回ないし2回の前歴の少年、解決能力はあるが解決意欲に乏しい少年、全体として気力に欠け惰性的に日々を送っている少年に有用なものであるとしている。さらに、心理テストや視聴覚教材の積極的な活用を提言する一方で、保護的措置の広がり（種類や内容）の不十分さと、手持ちの駒の少なさ（他領域ないし他機関との連携の困難さ）が指摘されている。なお、一般に多用されているように推測される「誓約書の徴取」については、その有用性に強い疑問が提示されていたところである。

この研究で特徴的なのは、保護的措置そのものではないが、面接調査前の保護的「配慮」として、あらかじめ反省文を書いて持参させる対応を有用なものとし、支持・激励型および助言・警告型での活用を認めている点にある。しかし、面接による要保護性の解明以前にこのような対応を行うのは、たとえ保護的「配慮」という名称を用いるにしても、簡易送致手続にもとづく対応（面接調査なしの微罪処分の準用）との関係でも重大な疑問があり、保護的措置（支持・激励型、助言・警告型）と一体として行うことを必要的にする以外には正当化することができないように思われる。

3 秋田家裁チームの研究は、調査段階での保護的措置は調査官の職務の枢軸であるとの認識を前提として、秋田家裁（そして多くの家裁）がそれまで行ってきた保護的措置として、面接調査による問題の発見と助言、心理検査等による問題の発見と助言、保護者に対する監護方針等の助言、職業選択についての助言、カウンセリング・家族療法等の相談・治療機関の紹介、被害弁償についての助言、生活リズム表・行動点検表による生活リズムや生活態度の点検と改善、訓戒、誓約書徴取、反省文の提出、遵守事項（努力目標）

の設定を挙げている。また、保護者に対する保護的措置⁴³⁾の重要性を指摘するとともに、面接・継続面接が保護的措置の中核であるとしている。

保護的措置の具体的内容として、被害弁償や謝罪の有用性が特に強調される一方で、旧法時代から特段の反省もなしに用いられてきた「誓約書の徴取」については、対象（誰に対して）の曖昧さ、意義（何のため）の不明確さとともに、有用性への疑問が提示されている。他方、「家庭裁判所の権威的機能」を少年の改善に役立てる（積極的に役立てる）べきだとする主張が見られる点に大きな特徴を持っている。報告書は、「権威的機能」を「権力的機能」とは明確に異なるものとして捉え、それを少年と家裁との間の「共感性」として位置づけてはいるものの、特に「権威」という文言を用いる点については、健全育成を目的として（1条）保護事件を専門的に管轄する家庭裁判所の姿勢として、重大な疑問があると言わなければならない。「権威的機能」を「共感性」と言い換えるのであれば、端的に「共感性」と言うべきであるように思われる。

4 東京家裁チームの研究は、量的な観点において保護的措置は家裁機能の重要部分を担っているとの認識から、審判不開始決定ないしは不処分決定で終局した59例（無作為抽出）を対象として分析し、従来の保護的措置では対処が困難な（保護的措置に乗せにくい）少年像として、ブルジョア二世型、被害者型、自己破壊型、浪費型、かまわれたい型、性非行型、宗教型が指摘されている。また、東京家裁で実施している保護的措置として、付添人活動（法律扶助協会、東京少年友の会）、社会奉仕活動、秩父寮合宿、補導委託、シンナー講習、その他（物的金銭的援助等、科学調査室等の利用）が紹介されている。このような保護的措置は、試験観察の一環として行うものを含んでおり、広義のものとして認識されていることが明らかである。そして、事例分析の結果として、役立ちうるさまざまな経験が共有化されていない、使える手段が十分でない、見えない部分や地味な部分の再評価の必要がある、システムが必ずしも機能的に動いていないことが問題点として指摘されるとともに、今後に向けた提言として、視聴覚教材の有効な活用、体験学習の活用、さまざま

まな社会資源のさらなる開拓と拡充が強調されている。

この研究のほかにも、東京家裁においては、試験観察と組み合わせられた形での体験型保護的措置が積極的に実践されており、その詳細な内容が紹介されている⁴⁴⁾。具体的には、在宅試験観察における効果的な処遇を目的として1992年8月頃に導入された、特別養護老人ホームでの通所(3日間)の社会奉仕活動(東京少年友の会の支援)、1963年に交通非行少年を対象に導入されて(1968年頃から一般事件少年に拡張)、1982年からは「秩父寮」(東京少年友の会の管理・運営)で実施され、1994年冬以降は「社会福祉法人こどもの国」で実施されている短期補導委託合宿、「秩父寮」の短期合宿で一時的に実施されていたプログラムを1995年に在宅試験観察中の女子少年用に改編して定期的に実施するようになった、乳児院での1日体験学習が紹介されている。

以上のような実証研究に続き、東京家裁を中心とした体験型の活用動向に触発される形で、体験学習を中心とする狭義の保護的措置の展開に向けた動きが顕著になっていく。その背景には、2000年改正で25条の2が新設されたことによって、試験観察と組み合わせるまでもなく、保護者を調査段階での保護的措置に取り込めるようになったことが大きいと思われる。

注

- 39) 佐々木譲ほか「少年事件における保護的措置について(1)」家裁月報44巻4号(1992年)143頁以下。
- 40) 武政司郎ほか「少年事件における保護的措置について(2)」家裁月報44巻5号(1992年)95頁以下。
- 41) 相澤重明ほか「少年事件における保護的措置について(3)・完」家裁月報44巻6号(1992年)95頁以下。さらに、相澤重明「家庭裁判所調査官と少年保護」ジュリスト1087号(1996年)68頁以下。
- 42) これら3つの研究報告の詳細な分析を中心に保護的措置について論じたものとして、前野育三「保護処分と保護的措置」吉川経夫先生古稀祝賀論文集『刑事法学の歴史と課題』(法律文化社、1994年)553頁以下、服部・前掲注26)92頁以下。
- 43) 2000年改正によって保護者に対する措置(25条の2)が新設されるまで、調査段階における保護者への働きかけは、保護者に対する調査(9条)の枠内にとどまざるをえないものであった。
- 44) 柳沢恒夫「東京家庭裁判所における保護的措置の新しい試み」犯罪と非行115号

(1998年)70頁以下。さらに、東京家庭裁判所少年部調査官室「〔座談会〕少年の処遇におけるボランティア活動の活用」ケース研究253号(1997年)83頁以下。

(3) 保護的措置の多様化に向けた取り組み

1 保護的措置の多様化に向けた取り組みは、被害(者)に着目するもの、グループワークをも含めた体験型を重視するもの、保護者の関わりを重視するもの、それらを組み合わせたもの、に大別することができる。こうした取り組みのいずれもが、保護的措置は要保護性の解消・低下に直結するとの認識を前提とするものであり、保護者の積極的な関わりを重視するものとして実践されている。さらに、最近では、対象者の属性や新たな科学的手法を活用する方向での取り組み状況も見られるところである。

2 被害(者)に特に着目した保護的措置の紹介として、浦和家庭裁判所調査官チームの研究⁴⁵⁾が注目される。それは、2000年改正前の実証研究であったことから、試験観察をも含めた広義の保護的措置について、被害(者)に着目することの意義(少年の自尊心の回復と社会性の獲得〔地域社会への再参加〕、再犯抑止効果、間接的な被害者救済〔被害回復〕)を明らかにしたうえで、保護的措置の具体的な内容として、面接(被害者の身になって考えさせる、法律記録の利用、少年の被害体験の話題、親がしりぬぐいする少年への対応、謝罪・弁償に関する少年・保護者への助言、加害者の意向の確認)、手紙や図書等の利用(謝罪の手紙、読書・新聞の切り抜き等の活用)、関連機関との連携(警察、付添人〔弁護士〕、保護観察所、学校)、試験観察・社会奉仕活動・補導委託(試験観察、社会奉仕活動)を紹介している。また、被害を中心とした保護的措置の留意点として、裁判官への報告と了解(連携)、少年調査票の記載の工夫、非行類型(財産犯、粗暴犯・凶悪犯、性非行、集団非行、生命犯)に応じた対応、調整的役割を担う機関の必要性が指摘されている。

同様に、Victim Impact Panelとして「被害を考える会」の試行を報告する、東京家庭裁判所調査官チームの研究⁴⁶⁾においても、財産犯(万引き、バイク盗、

在宅でのひったくり、在宅での恐喝)少年を対象として、いずれも保護者を参加させ、講義(調査官)とゲスト・スピーカー(被害者)の講話、グループ討議(保護者は別室で討議)、感想文作成、少年へのフォローアップ面接(個別)で実施された内容が紹介されている。また、札幌家庭裁判所調査官チームの研究⁴⁷⁾においては、一般事件(万引き等の窃盗事件)の少年と保護者を対象とする集団場面を活用した「再非行防止セミナー」(調査官が選定した外部講師に依頼)での実践的活動が報告されている。

3 体験型の保護的措置について、名古屋家庭裁判所調査官チームの研究⁴⁸⁾は、それまで試験観察の一環として少年・保護者に対して実施していた社会奉仕活動(少年友の会の協力による名古屋城での除草作業)を、保護的措置そのもの(狭義)として試行的に実践した内容を紹介するもので、社会奉仕体験型の意義として、社会の一員としての自覚の促進、非行に対する責任の自覚、保護者に対する措置(25条の2)としての意義、親子間のコミュニケーションの回復と促進、再非行抑止、を明らかにしている。また、千葉家裁での取り組み⁴⁹⁾においては、野外・ボランティア活動型として、NPO法人「友懇塾(ユース・サポート・センター)」を活用したJR千葉駅前清掃活動、千葉少年友の会と花卉生産業者と連携した「フラワーオペレーション」、友懇塾との協働による里山整備活動が紹介されている。同じく千葉家裁報告では、室内・グループワーク型として、オープン・スタイルとクローズド・スタイルの保護者会、多数共犯少年のグループワークと、室内・講習型として、「被害を考える会」(ゲスト・スピーカー)と「再非行を考える教室(占有離脱物横領教室)」が紹介されている。さらに、被害者を重視した近時の集団型として、京都家裁と大阪家裁の取り組みが紹介されている⁵⁰⁾。

特に、共犯関係にある少年に対する集団型のものとして、秋田家庭裁判所大館支部調査官チームの研究⁵¹⁾では、ピア・カウンセリング手法の有効性(同調圧力の軽減、非行抑止、生活態度の改善に向けた相互支援の意欲の高まり)が指摘されている。また、特にグループワークそのものに着目する取り組みとして、松江家庭裁判所調査官チームの研究⁵²⁾は、保護者の関わりをも重視した実

践の結果（成果）として、処遇の効果のほか、家裁調査官自身の成長（ベテランと若手との情報共有と相互啓発、面接技法の向上）が示されている。同様の観点から、東京家庭裁判所でのグループワーク型保護的措置の種類と内容（講習、少年宿舎、保護者会、被害を考える教室）が紹介されている⁵³⁾。

ただ、体験型においては、狭義の保護的措置を特に意識して実施する例（名古屋家裁）は必ずしも一般化していないようであり、25条の2の制定後も、試験観察の一環としての有用性が指摘されているところである⁵⁴⁾。

4 こうした状況のもとで、それまで実施されてきた保護的措置の実効性の検証を意図した、東京家裁・金沢家裁・岡山家裁の調査官チームによる研究⁵⁵⁾は、審判不開始・不処分で終局した415事例を統計的に分析したうえで、保護的措置の成功（効果的な実施）の鍵はアセスメントによる対象の選択に係っていることを明らかにしている。また、調査の流れに沿って時系列的に整理したモデル（プロセスモデル）化を意図した、松江家庭裁判所調査官チームの研究⁵⁶⁾は、保護的措置を面接という「点」ではなくて少年審判手続全体としての「線」で考えるべきだとの前提から、2004年以降における狭義の保護的措置の実践にもとづいて、少年をタイプ別（積極型、消極型、自立型、拒否型）に分類し、評価過程（リスクアセスメント、課題の抽出）から措置過程（少年と調査官との協働作業による課題の共有化、措置〔アイテム〕の定式化〔アイテムシートの作成〕）を経たうえで、具体的な働きかけ（承認、助言、指導）を行い、終結過程（調査における定着化〔反省文・感想文・作文による言語化と体験物象化、効果の強調による変化への気づき、体験の共有化〕と審判における定着化）に至るものとしている。そのうえで、プロセスモデルの効果と意義について、情報の共有、説明の容易さ、調査方針としての活用と調査官の指導・育成、処理態勢確立の指針、検証の容易化が示されている。

このような研究と実態認識を前提として、調査段階を中心とした保護的措置をめぐる近時の研究動向は、非行少年の属性に着目するとともに、（臨床）心理学を中心とした新しい知見にもとづく手法の開拓を意識したものとして展開されている。認知療法を中心とした心理学的手法については、大阪家庭

裁判所堺支部調査官チームの研究⁵⁷⁾が、認知行動療法およびアンガーマネジメントを活用した保護的措置のあり方を模索する文献研究の結果として、試験観察少年を含めて、保護者をも取り込んだワークシート作成と振り返りシートを中心とするプログラムを提唱している。また、岐阜家庭裁判所調査官チームの研究⁵⁸⁾は、心理学分野の先行研究における知見にもとづいて、個人差として測定される特定の心理的傾向（自尊感情、対人ストレス、孤独感など）に着目した「心理学的尺度」を用いて、「キレる」少年の非行（いきなり型非行）への保護的措置のあり方を検討し、これまでに提唱されてきた尺度（家族・親に対する介入を含む）の有用性を指摘している。再非行防止については、BPS（生物・心理・社会）モデルの活用の有用性を指摘する研究⁵⁹⁾のほか、大津家庭裁判所調査官チームの研究⁶⁰⁾として、初回係属した万引き事犯少年に対する「万引き被害を考える講習」について、従来の講習（のみ）型、従来ワーク型（認知行動療法〔認知再構成法〕を参考としたワークシートを用いたプログラム）に対し、認知行動療法のひとつ（第三世代としての位置づけ）であるACT（より主体的な関わり）の有用性を検証したのが見られる。

さらには、社会に戻った（再社会化）後の生活のあり方を視野に入れた、福岡家庭裁判所調査官チーム（調査官室と医務室との協働）の研究⁶¹⁾は、行動療法的アプローチによって普通の少年としての日常生活習慣の確立を目指すものであり、高松家庭裁判所調査官チームの研究⁶²⁾は、若者の就労支援のための組織を活用した保護的措置の試みを紹介したうえで、社会資源の積極的活用を提言している。

注

- 45) 鶴岡健一ほか「被害に関する調査と保護的措置」調研紀要 70 号（2000 年）1 頁以下。
- 46) 下坂節男ほか『「被害を考える教室」の実践と留意点』調研紀要 76 号（2003 年）44 頁以下。さらに、交通事犯における被害者の視点を取り入れた保護的措置について、東京家庭裁判所調査官チームの研究報告として、加藤仁ほか「被害者の視点を取り入れた交通事件調査」家裁調査官研究紀要 7 号（2008 年）122 頁以下。
- 47) 品田一郎ほか「集団場面を活用した効果的で効率的な保護的措置について」家裁

月報 57 卷 11 号 (2005 年) 147 頁以下。

- 48) 小林悟ほか「保護的措置としての社会参加型社会奉仕活動について」家裁月報 58 卷 3 号 (2006 年) 165 頁以下。
- 49) 星野雅紀/山田稔「千葉家庭裁判所における保護的措置」ケース研究 297 号 (2008 年) 3 頁以下。
- 50) 座談会「保護的措置の実際について」ケース研究 293 号 (2007 年) 61 頁以下、丹治純子/柳下哲矢「少年審判における家庭裁判所調査官の社会調査の実情について」家庭の法と裁判 7 号 (2016 年) 23 頁以下。
- 51) 平塚恵ほか「少年事件における交友関係の調査と保護的措置」家裁調査官研究紀要 2 号 (2005 年) 93 頁以下。
- 52) 竹内友二ほか「グループワークを活用した保護者に対する措置について」調研紀要 77 号 (2003 年) 54 頁以下。
- 53) 植本知子「グループワーク型保護的措置の効果と留意点」家裁調査官研究紀要 4 号 (2006 年) 80 頁以下。さらに、東京家裁での取り組み一般を紹介する東京家庭裁判所調査官チームの研究として、竹内友二ほか「少年事件における保護的措置について」家裁月報 58 卷 10 号 (2006 年) 115 頁以下。
- 54) たとえば、佐藤祐一「少年保護事件における保護的措置について」家裁月報 56 卷 10 号 (2004 年) 91 頁以下。
- 55) 安藤成行ほか「家裁調査官の行う保護的措置の実証的研究」家裁調査官研究紀要 2 号 1 頁以下。さらに、桑原尚佐「家庭裁判所における体験学習や社会的資源を活用した保護的措置について」犯罪と非行 163 号 (2010 年) 62 頁以下。
- 56) 増田幹生ほか「プロセスモデルによる保護的措置の体系化」家裁調査官研究紀要 4 号 (2006 年) 15 頁以下。
- 57) 森田容子ほか「粗暴少年に対する保護的措置」家裁調査官研究紀要 7 号 40 頁以下。
- 58) 一谷忠男ほか「心理学的尺度を用いた新たな保護的措置の研究」家裁調査官研究紀要 7 号 107 頁以下。
- 59) 松浦泰樹ほか「再非行防止のための調査及び保護的措置 (教育的措置) についての研究」家裁調査官研究紀要 21 号 (2016 年) 101 頁以下。
- 60) 遠藤雅夫ほか「集団型保護的措置におけるアクセプタンス & コミットメント・セラピー (ACT) の活用」家裁調査官研究紀要 23 号 (2017 年) 37 頁以下。
- 61) 吉田浩美ほか「生活習慣の改善を主眼とした保護的措置の在り方について」家裁調査官研究紀要 12 号 (2011 年) 1 頁。
- 62) 岩武洋史ほか「就労支援を目的とした保護的措置における新たな社会資源の活用」家裁月報 63 卷 6 号 (2011 年) 168 頁以下。

(4) 若干の検討

1 以上、調査段階における実証研究を中心として、保護的措置の内容と実態について見てきた。それらを通じて明らかなのは、保護的措置が要保護性の解消・低減にもとづく少年保護事件手続からの離脱（ダイヴァージョンとしての審判不開始・不処分）にとって、きわめて有効に機能しているということであり、今後もより積極的に活用していこうとする家庭裁判所の姿勢である。そのような前提のもとでは、保護的措置の課題は、積極的な方向のもの（より効果的な方法の追求、社会資源の開拓と有効活用）となる。近時の研究には、そうした方向性が明らかにうかがわれる。そうした姿勢は、一般には妥当なものと思われるが、「両刃の剣」の側面があることに注意が必要である。

この点について、従来型の保護的措置の中心をなしていた「誓約書の徴取」や「訓戒」の問題性は、すでに言及したように、現場でも認識されているところであり、面接時の工夫によって相当に改善が可能であるように思われる。その意味では、従来型の典型的な保護的措置を「専門的調査のゆとりがない……現状を世間にとりつくりよう意味しかない」といった批判⁶³⁾は、すでに過去のものになっていると言ってよいかもしれない。むしろ、より重要な問題は、積極的に機能させるべく多様な保護的措置を開発していくことに限界はないのか、ということにあると思われる。要保護性の解消・低下を積極的に目指すことは、ダイヴァージョンの活用に直結する一方で、保護的措置の性格を大きく変えてしまうおそれがある。特に、保護的措置の積極的な活用は、試験観察（25条）および環境調整命令（24条2項）との異同と境界を曖昧にする可能性が大きい。

2 試験観察との関係については、2000年改正によって25条の2が制定されるまで、審判段階における試験観察を保護的措置と組み合わせて実施するのが一般的であり、そうした対応（広義の保護的措置）を現在も維持している家裁は珍しくない。とりわけ、体験型の保護的措置においては、現に実施

されている補導委託の内容と実質的に異なるところがない⁶⁴⁾。学説においては、ダイヴァージョン効果の高さを根拠として、調査過程でも試験観察制度を積極的に活用すべきだとする解釈論ないしは立法論が有力に主張されているが⁶⁵⁾、そうした立場は体験型の保護的措置を積極的に活用すべきだとする方向と通底するところがある。

しかし、試験観察は、あくまでも「保護処分を決定するため必要があると認めるとき」にとられる措置であり(25条1項)、ダイヴァージョンとしての不処分を直接的な目的としてとられるものではない。事実上の処遇の効果の高さという共通性に着目して、実質的に試験観察と同じような内容の保護的措置を行うことは、要保護性の解消・低下を目的とする保護的措置としては妥当でない。こうした問題性は、それを調査段階での「狭義の保護的措置」として実施する場合に、保護的措置の性格(特に非強制性と非継続性)との関係でより一層深刻なものとなる。特に、体験型の保護的措置については、処遇実体性や処遇効果だけに着目するのではなく、「保護的措置」としての限界を見極めなければならない。その意味では、広義の保護的措置として、試験観察と組み合わせる体験型を実施している対応にも見るべきものがある。

3 保護観察処分と少年院送致処分に付随して、家庭裁判所が保護観察所長に言い渡すことができる環境調整命令も、保護的措置の内容と実質的に重なる部分が多い。環境調整命令の内容としては、家庭内の人間関係の調整、物的経済的環境の是正と扶助、学校や職場関係の調整と援助、不良交友関係の是正ないしは好ましい交友関係への積極的参加等が一般に指摘されているが⁶⁶⁾、実務上、こうした内容の働きかけは調査過程における保護的措置としても行われているとされる⁶⁷⁾。実務上の対応がそのようなものであるとすれば、環境調整命令の処遇の効果の高さを認めるにしても、それを調査過程での保護的措置として行うことは、潜脱的なものだと言わなければならない。保護者に対する保護的措置としては、最大限でも、調査段階における保護者に対する措置(25条の2)の範囲内にとどめるべきである。

このように、調査段階における保護的措置の今後の課題は、処遇の効果の

高さに着目した方法や資源の開発もさることながら、「保護的措置」としての目的と内容に即した限界を明確にすることにあると思われる。

注

- 63) 沢登俊雄ほか『展望少年法—非行少年の発見から処遇まで』（敬文堂，1968年）384頁。
- 64) 平成9年9月31日最高裁家二第99号家庭局長通達「補導委託の運営について」家裁月報49巻8号（1997年）205頁参照。
- 65) たとえば、柏木千秋『新少年法概説〔改訂版〕』（立花書房，1951年）80頁は「実務慣行」であるとし、田宮裕編『少年法条文解説』（有斐閣，1986年）187頁〔菊地和典〕は「通説である」としている。また、調査段階での試験観察の活用を例外的に認めるものとして、菊田幸一『概説少年法』（明石書店，2013年）155頁、澤登俊雄『少年法入門〔第6版〕』（有斐閣，2015年）131頁。
- 66) 田宮ほか編・前掲注25）333頁以下。
- 67) 富山豊「保護的措置としての『環境調整』の方法」家調協雑誌14号（1984年）51頁以下。

IV 審判段階における保護的措置の実際と課題

1 すでに見たように、調査段階での保護的措置（審判段階を視野に入れた広義のものを含む）の実際については、調査官による精力的な研究が数多く見られたところである。その一方で、審判段階における保護的措置の実際を明らかにする文献は、ほとんど見当たらない。その理由は、保護的措置を理由とする不処分決定の構造に起因するものと思われる。理論的な筋を徹底すれば、保護的措置を理由とする不処分決定は、一応は保護処分の可能性があるとして審判を開始しながらも、審判段階で要保護性が解消ないしは低減した場合を想定したものということになる。しかし、現実には、不処分決定で終局する少年については、調査過程で保護的措置としての働きかけが行われており、不処分相当の調査官意見が付されている場合がほとんどであろう。したがって、審判段階での保護的措置は、事実上、調査段階での保護的措置を引き継いだり、補完するものとして機能している場合が多いと思われる⁶⁸⁾。その意

味では、審判段階の保護的措置は、裁判官と調査官との共働作業と言うことができよう。また、ほとんどの少年審判が60分ないし90分程度の1回の期日で終局する点も、審判段階単独のものとして、狭義の保護的措置を実施することを困難にしている。試験観察と組み合わせた保護的措置から完全には脱却できていないことの理由も、少年審判のこのような構造に求めることができる。

2 ただ、そうではあるにしても、少年審判が要保護性の解消・低減に大きな役割を果たしていることは否定できない。この点については、審判段階における保護的措置の役割を強調して、「どっちみち要保護性なしとして保護処分に付さないのならば、当初から審判不開始で事件を終結させてもよいはずであるが、わざわざ審判を開始する意味はどこにあるのだろうか。それは、審判が少年に対する教育の場として大いに機能するからにほかならない。……少年は直接、裁判官から訓戒、助言等の保護的措置を受けるわけであって、その心理的効果は調査過程における保護的措置とは格段の差異がある」との指摘が見られる⁶⁹⁾。あるいは、少年審判の内容として「非行のある少年に対し自己の非行について内省を促す」ことが明示されたもの(22条1項後段)、こうした事情を反映したものであるかもしれない。

しかし、すでに述べたように、調査段階での働きかけなしに、審判段階における保護的措置だけで要保護性を解消・低減させることは、事実上、想定することが困難である。また、保護的措置の機能からすれば、調査段階のそれと審判段階のそれとを峻別して論じることは、あまり意味のあるものとは思われない。審判不開始決定と不処分決定は、家庭裁判所の終局決定という実質においては異なるところがないからである。「保護的措置を講じた上で不処分となる事案と審判不開始となる事案の差は、保護的措置の効果をより高めるために審判を開く必要があるかどうかにかかっている。……調査官の調査だけで終局するよりは、審判を開いた方が保護的措置の効果を高めることができる、高める必要があるという場合に不処分が選択される」⁷⁰⁾というのが、実態認識としては正確であるように思われる。審判段階に引き継がれる

「調査段階での働きかけ」を、単に「働きかけ」と言うか特に「保護的措置」と言うかは、この意味で言葉の問題にすぎない。

3 調査段階と審判段階に共通する保護的措置の機能として、柳瀬裁判官は、ふるい分け機能、非公式回付機能、公式治療教育機能に言及している⁷¹⁾。また、初期の名古屋家庭裁判所調査官チームの研究においては、審判段階での保護的措置を念頭に置いて、柳瀬裁判官の機能分類を敷衍する形で、検認の効果（見とどけ・たしかめの効果）、補足補充の効果（あなうめの効果）、反復・強化の効果（だめおしの効果）、警告の効果（歯止め・リーチの効果）、督励の効果（おだて・尻叩きの効果）、節度体験の効果（折り目・けじめの効果）、免罪符の効果（判決の効果、しめくくりの効果）、連携の効果（橋渡し・バトンタッチの効果）が指摘されている⁷²⁾。これらの機能については、表現の違いを別にして、「裁判官のケースワーク機能とも言うべき役割」⁷³⁾とされるものであり、「概ね適切なもの」であると評価されている⁷⁴⁾。

ただ、より実質的な問題は、このような機能を、60分ないし90分程度の1回限りの少年審判の場でどのように発揮させるかにある。この点については、審判段階の保護的措置は調査段階での働きかけ（保護的措置）との連携・共働が前提となることから、審判段階での裁判官と調査官との緊密な連携こそが重要となる⁷⁵⁾。また、調査官が出席しない多くの審判においては（少審規28条2項参照）、調査官との事前打ち合わせやカンファレンス、調査官による意見具申（少審規13条3項）の活用がより重要となろう⁷⁶⁾。こうした連携との関係では、調査段階における保護的措置の実証研究のほとんどが指摘していたように、少年調査票の充実と活用が当然の前提でなければならない。さらには、25条の2を根拠として審判段階での保護的措置に保護者を積極的に介入させることも、調査段階における保護的措置の場合と同様に必須であると思われる⁷⁷⁾。

注

- 68) 森田宗一「少年保護事件手続」内藤文質ほか『児童・青少年法講座Ⅴ 少年保護』（新評論社、1955年）158頁以下、沢登ほか・前掲注63）246頁。

- 69) 安藤正博「処分選択の実際」平野龍一編集代表『講座「少年保護」2 少年法と少年審判』（大成出版社，1982年）274頁以下。
- 70) 安藤ほか・前掲注 55) 20頁。
- 71) 柳瀬・前掲注 25) 68頁以下。
- 72) 林ほか・前掲注 33) 29頁以下。さらに、林・前掲注 12) 380頁以下。
- 73) 杉山・前掲注 24) 94頁。
- 74) 家令和典「少年審判運営における裁判官と調査官，書記官との連携の在り方について」家裁月報 49 卷 4 号（1997年）4頁。
- 75) 佐々木讓「少年審判廷における家庭裁判所調査官の役割」家裁月報 44 卷 4 号（1992年）1頁以下参照。なお、廣瀬編・前掲注 24) 174頁。
- 76) 家令・前掲注 74) 21頁，安藤ほか・前掲注 55) 21頁，信田・前掲注 32) 60頁。
- 77) 杉山・前掲注 24) 98頁，植田智彦/黒田香「少年審判の運営の実情」家庭の法と裁判 7号 15頁以下。

V むすびに代えて

1 以上，少年保護事件における保護的措置について，調査段階における実証研究を中心として検討してきた。本稿の結論は，審判不開始決定および不処分決定について，要保護性の解消ないし低下を導くための保護的措置が重要視され，積極的に活用されているということであった。そして，そうした実績を前提として，保護的措置の積極的な利用に対する関係者（特に家裁調査官）の意欲が高く，その充実に向けた熱意にも強いものが感じられる。「事実上のインフォーマルな措置であるがゆえに，柔軟性をもち，教育的にも少年本人の自発性を引き出しうる点に，保護的措置は妙味をもっている」⁷⁸⁾と言われる所以であり，1960年代末頃に登場し，次第に隆盛となった「司法福祉」の考え方との強い関連性が指摘される⁷⁹⁾所以でもある。こうした方向をさらに推し進めれば，いわゆる修復的司法の考え方を保護的措置として実現することも可能となるようにも思われる。さらには，家裁係属中だけでなく，少年処遇全体との連携のなかで保護的措置の重要性を指摘する立場も見られる⁸⁰⁾。

2 しかし、その一方では、保護的措置が特に条文上の根拠なしに実施されていることには懸念も大きい。すでに指摘したように、従来型の保護的措置における誓約書・反省文の徴取や訓戒については、実務の現場においても濫用のおそれが表明されていたが、これらの問題は運用のなかで徐々に改善されていくことが期待される。他方、調査段階での保護的措置の検討で明らかにしたように、過度に積極的な活用とそれに向けた動きについては、保護的措置そのものの性質を変質させかねない点で、重大な疑問を払拭できないところである。

このような問題意識から、かつての少年法改正論議のなかで、保護的措置の明文化が検討されたことがある。特に、法務省による「少年法改正要綱」の諮問（1970年）を受けてまとめられた「法制審議会少年法部会中間報告」（1976年）においては、保護処分との関連で、「仮の保護的措置」（中間報告番号五・2）と「付随措置としての保護的措置」（同五・3）の明文化が提案されていた⁸¹⁾。前者においては、調査過程の調査官に命じて、少年または保護者に対する指導・援助および家庭その他の環境の調整等、必要な臨時的措置を行うこととされているところから明らかなように、保護処分周辺の措置（1条参照）が想定されていた。また、後者においては、審判不開始・不処分決定の際の付随措置として、少年または保護者に対して相当な指示を与える等の内容が提案されていた。それは、旧法の「一時的保護処分」ないしは現在の保護者に対する措置（25条の2）を連想させるものである。これらは、法務大臣宛に提出された「少年法改正に関する中間答申」（1977年）にも引き継がれた。このように、当時の議論における「保護的措置」の扱いは、すでに、保護「処分」に準じるような積極的な（介入度の高い）内容のものが想定されていた。しかし、その後、「処分」としての性格を明示的に承認することが望ましいとされながらも⁸²⁾、それを実現するような対応は行われることなく現在に至っている。その理由は、必ずしも明確ではないが、「事實的措置」としての「使い勝手のよさ」が重視されたことによるように思われる。

しかし、非行の「早期発見による早期処遇」の追求が少年保護事件手続の

第一義であることを認め、保護的措置の処遇効果の高さ（処遇の実体性）を率直に認めるにしても、「事實的措置」であることだけを根拠として実施する限りは、事實的措置としての限界（非強制性、非継続性）を超える内容のものとして「保護的措置」を活用することは決して許されるものではない。積極的な内容の保護的措置を追求する（したい）のであれば、その「処分」性を率直に認めたくえて、何よりも立法による承認こそが筋であるように思われる⁸³⁾。

注

- 78) 武内謙治『少年法講義』（日本評論社、2015年）325頁。
- 79) 前野・前掲注42) 553頁。
- 80) 須藤明/宮崎僧聡「家庭裁判所における少年調査の現状と課題」犯罪と非行152号（2007年）37頁以下。
- 81) 最高裁判所事務総局家庭局「法制審議会少年法部会関係資料（67）」家裁月報29巻5号（1977年）197頁以下、法務省刑事局「法制審議会少年法部会審議経過中間報告の内容説明」家裁月報29巻7号（1977年）163頁以下。
- 82) 座談会「現代の少年非行問題の動向と対応」法の支配79号（1989年）88頁〔松尾浩也の発言〕。
- 83) なお、田宮ほか編・前掲注25) 32頁。